

有機畜産物及び有機飼料のJAS規格のQ&A

平成28年2月

農林水産省 食料産業局 食品製造課

I 有機畜産物の生産行程管理者

- (問1-1) どのような者が、有機畜産物の認定生産行程管理者になれるのですか。
- (問1-2) 農家は、と畜場などに格付の表示を貼付する作業を委託することができますか。

II 日本農林規格

1 有機畜産物の日本農林規格

(第2条関係)

- (問2-1) 「動物用医薬品の使用を避けることを基本として」とは、どのようなことですか。

(第3条関係)

- (問3-1) 家畜や家きんの種類を限定していますが、それ以外の畜種由来の畜産物(例えばダチョウの卵や肉など)は有機畜産物の格付はできないのですか。
- (問3-2) どのようなものがこの規格の対象になりますか。
- (問3-3) 有機畜産用自家生産飼料の生産や配合を行う場合には、「有機飼料」の生産行程管理者の認定を取る必要がありますか。
- (問3-4) 更新の定義で「直近の過去三事業年度間に出荷し、又は死亡した家畜の頭数を3で除した数以下の頭数」とありますが、有機飼養を開始してから3年未満の場合はどうするのですか。
- (問3-5) 別表3の平均採食量はどのようにして算出したのですか。

(第4条 畜舎又は家きん舎 関係)

- (問4-1) 家畜や家きんが「飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。」とありますが、具体的にどのような取組が必要ですか。
- (問4-2) 「新鮮な水」について基準はありますか。
- (問4-3) 「適度な温度、湿度、通風、換気及び太陽光による明るさが保たれる頑丈な構造であること」とされていますが、具体的な数値基準はありますか。また、窓の大きさなどの条件があるのですか。
- (問4-4) 畜舎又は家きん舎に使用する敷料として、もどし堆肥を使用することはできますか。また、清潔で乾いた床面を有するとは、どのような状態ですか。
- (問4-5) 野外の飼育場での周年放牧によって飼養することが基本の畜産経営においても、別表5の飼養面積を満たす畜舎は必要ですか。
- (問4-6) 家きんをバタリーケージで飼うことは認められますか。
- (問4-7) 畜舎や家きん舎はなく、野外の飼育場での飼養を基本とし、夜間避難所(外敵よけのため夜間は家畜や家きんを入れて扉を閉める、飼育を行う場所ではない狭い小屋)を併設した方法は認められますか。

(第4条 野外の飼育場 関係)

- (問5-1) 「自由に入出入りできない場合にあっては、過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる立木、林又は施設を有していること」とあります。放牧時は清掃や飼料の準備のため、牛に自由に出入りされないようにしていますが、このような場合も施設を設置することが必要ですか。
- (問5-2) 「多年生作物(牧草を除く。)を栽培しているほ場」とは、どういうところを想定しているのですか。

か。

- (問5-3) 「別表6左欄の家畜又は家きんのための野外の飼育場にあつては、家畜1頭又は家きん1羽当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること」の家畜1頭又は家きん1羽当たりとは、野外に出入りする頭羽数が対象ですか。
- (問5-4) 外敵防止のため、網で囲い、屋根を張っている飼育場は、「野外の飼育場」と認められますか。
- (問5-5) 野外の飼育場で誤って使用禁止資材や遺伝子組換え種苗を使ってしまった場合はどうなりますか。

(第4条 飼養の対象となる家畜又は家きん 関係)

- (問6-1) ホルモン処理を受けて種付けされた母牛が有機転換され、6か月間以上有機飼養された後に生まれた子牛は有機畜産の対象となりますか。
- (問6-2) 家きんは「ふ化の時から有機飼養されたもの」とありますが、母鳥によるふ化ではなく、ふ卵器を使用することは認められますか。
- (問6-3) 「ふ化後3日からと殺までの期間」とありますが、ふ化した日は0日目ですか、それとも1日目ですか。
- (問6-4) 肉用家きんの「3日齢未満」は、ふ化後3日未満と同義ということですか。
- (問6-5) 卵用家きんの「18週齢未満」とは、何日齢未満のことですか。

(第4条 飼料の給与 関係)

- (問7-1) 海外で生産された有機飼料を有機畜産物の生産に用いることはできますか。
- (問7-2) 有機畜産物の外国生産行程管理者が有機畜産物を生産する際の飼料は、格付された有機飼料でなければならないのですか。また、外国生産行程管理者自らが加工する配合飼料であっても、原料農産物及び配合飼料の格付が必要ですか。
- (問7-3) 飼料添加物として使用できる添加物、使用できない添加物について教えてください。
- (問7-4) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)の規定を満たせば、化学的に合成された物質や遺伝子組換え技術を用いた飼料添加物を有機飼料の原材料とすることはできますか。
- (問7-5) 授乳中の子豚に不足する鉄分を与えることはできますか。
- (問7-6) 購入した有機飼料には、5%以内で非有機原材料が使用されている可能性があります。有機畜産用飼料の入手が困難な場合、必要量の有機畜産用飼料が給与できるようになるまでの期間に認められた非有機飼料15%、20%の計算はどのように行えばよいのですか。
- (問7-7) 飼料の給与の「50%」等の計算は、日、月、年或いは生涯のどの単位で行えば良いのですか。
- (問7-8) 「飼料の給与」について、有機畜産用飼料の入手が困難な場合、必要量の有機畜産用飼料が給与できるようになるまでの期間に限り、平均採食量の間15%又は20%まで有機畜産用飼料以外の飼料も給与可能とありますが、自家生産飼料が作りたくても作れない場合も入手できないとみなされますか。

(第4条 健康管理 関係)

(問8-1) 釘、針金などの誤飲による心膜炎の防止のため、牛の胃に磁石を入れることは認められますか。

(問8-2) 乾乳期用乳房炎軟膏の使用は認められますか。

(問8-3) 「成長又は生産の促進を目的とした飼料以外の物質を給与しないこと」とされていますが、どのような物質の給与が認められないのですか。

(第4条 一般管理 関係)

(問9-1) 「野外の飼育場(牛、馬、めん羊及び山羊のためのものについては、ほ場等を有するものでなければならぬ。)」とあるが、「ほ場」等には牧草等の植生がなければなりませんか。それとも乾草を置いた運動場でも可能ですか。

(問9-2) 放牧とはどのようなことをいうのですか。

(問9-3) 野外の飼育場に自由に出入りさせることができない場合、家きんも週2回以上の放牧をすれば有機飼養として認められますか。

(問9-4) 子牛をカーフハッチで飼うことは認められますか。

(問9-5) 「週に2回以上放牧」とありますが、1回当たりの放牧時間は何時間必要ですか。

(問9-6) 「家畜又は家きんを故意に傷つけないこと」とされていますが、処置に当たってはどのように考えれば良いのでしょうか。

(問9-7) 強制換羽は認められますか。

(問9-8) 搾乳施設及び器具の洗浄及び消毒用薬剤には、食品衛生法により許可されている酪農用洗剤及び殺菌剤が全て含まれていますか。

(問9-9) 有機飼育されていなかった繁殖用雄畜を、まき牛として使用するために有機飼育の農場へ放牧することは可能ですか。

(問9-10) 殺そ剤の使用は認められますか。

(第4条 解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理 関係)

(問10-1) と畜場では、どのように有機牛肉用の牛と一般の牛を区別すれば良いのですか。

(問10-2) 「と殺は、緊張及び苦痛を最小限にする方法で、できる限り家畜の意識を喪失させた後に行うこと。」とされていますが、措置に当たって具体的にどのような取組が必要ですか。

(問10-3) 枝肉を部分肉に処理する工程は、生産行程管理者としての一体的な認定が可能ですか。

2 有機飼料の日本農林規格

(問11-1) 有機農産物の認定生産行程管理者は、有機米の生産でできた稲わらを有機飼料として出荷できますか。

(問11-2) 有機農産物として出荷予定で生産した農産物が、形状や大きさが出荷の基準に合わなかったため、有機畜産農家に飼料用として出荷する場合、有機農産物として格付できますか。

(問11-3) 有機農産物と同様に、外国の制度で有機飼料と認定された飼料を輸入して、有機JASマークを付して販売することは可能ですか。

(問11-4) 有機飼料の生産行程管理者の認定の技術的基準は、調製又は選別の工程のみを経たものと調製又は選別の工程以外の工程を経たものの2つの基準がありますが、乾草やサイレージを生産する場合はどちらの認定の技術的基準を適用することになりますか。有機JASマークを付して販売するこ

とは可能ですか。

(問11-5) 有機飼料の輸送、保管の際の混入、汚染防止等に関する規定はありますか。

Ⅲ 表示

(問12-1) 有機飼養に転換中の牛から得られた牛乳に、転換期間中の表示は付けられますか。

Ⅳ その他

(問13-1) スーパーマーケットにおいて、有機牛肉を用いて有機味付け牛肉として販売するためには、どのような認定が必要ですか。

(問13-2) 農家が自分で生産した有機畜産物を加工して有機加工食品として販売する場合、どのような認定が必要ですか。

(問13-3) スーパーマーケットで食肉をスライスする際に、別表11に掲げられた資材を消毒に用いることは使用できますか。

I 有機畜産物の生産行程管理者

(問1-1) どのような者が、有機畜産物の認定生産行程管理者になれるのですか。

(答)

生産行程管理者になることができる者については、農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして、JAS法施行規則第27条により、

(1)有機畜産物の生産業者

(2)有機畜産物の生産業者を構成員とする法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのある者を含む。)

(3)有機畜産物の販売業者

と定められています。

たとえば、有機牛肉の生産業者とは、有機牛肉を生産する事業者、すなわち生体牛がと殺されて牛肉になる時点において当該牛肉を所有する事業者を指します。したがって、牛そのものは生産するが牛肉は生産しない子牛繁殖農家や牛肉そのものの所有権を有さず単に処理を行うだけのと畜場は、単独で認定を受けることはできません。子牛繁殖農家やと畜場が認定を受ける場合は、(2)のように肥育農家を構成員に含む法人等となって、一体的に認定を受ける必要があります。

(問1-2) 農家は、と畜場などに格付の表示を貼付する作業を委託することができますか。

(答)

格付の表示の貼付は認定事業者自らが行わなければならないことから、認定事業者でないと畜場業者に格付の表示の貼付を委託することはできません。

と畜場業者に格付の表示を貼付する作業を行わせる必要がある場合には、畜産農家はと畜場業者と一体的に生産行程管理者の認定を受けることが必要です。

II 日本農林規格

1 有機畜産物の日本農林規格

(第2条関係)

(問2-1) 「動物用医薬品の使用を避けることを基本として」とは、どのようなことですか。

(答)

第4条の事項「健康管理」の基準にあるとおり、「疾病や健康上の問題が発生し、又は発生の可能性があつて、他に適当な治療方法若しくは管理方法がない」場合を除き、疾病の予防や成長の促進を目的として、抗生物質やホルモン剤を日常的に飼料に混合して給与することは認められません。また、繁殖周期の管理のためにホルモン剤を使用することも認められません。

(第3条関係)

(問3-1) 家畜や家きんの種類を限定していますが、それ以外の畜種由来の畜産物(例えばダチョウの卵や肉など)は有機畜産物の格付はできないのですか。

(答)

我が国における家畜及び家きんの種類ごとの飼養頭羽数の現状等を踏まえると、規格にある種類以外の家畜や家きんに由来する有機畜産物の流通はきわめて限定的なものになると考えられ、規格の施行当初から対象とする必要性は高くないと判断したところです。なお、有機畜産物の格付の対象となる家畜や家きんの種類については、今後、有機畜産物の生産・流通状況を勘案し、必要に応じて見直していくこととしています。

(問3-2) どのようなものがこの規格の対象になりますか。

(答)

第4条の基準に従い生産された畜産物(肉類(内蔵を含む)、食用鳥卵、加工処理が全くされていない原料乳や骨)がこの規格の対象となります。

(問3-3) 有機畜産用自家生産飼料の生産や配合を行う場合には、「有機飼料」の生産行程管理者の認定を取る必要がありますか。

(答)

有機畜産物の認定生産行程管理者が有機畜産用自家生産飼料の生産や配合を行う場合、有機畜産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準に基づき、飼料の生産に係る施設や生産行程の管理又は把握の実施方法に関して、登録認定機関により確認されていることから、別途、有機飼料の生産行程管理者の認定をとる必要はありません。また、この場合、当該飼料に有機飼料JASマークを貼付することなく当該農場の家畜あるいは家きんに有機飼料として給与することができます。ただし、余剰生産した飼料を有機飼料として出荷する場合は、有機飼料の認定生産行程管理者となって、当該飼料を格付し、有機飼料JASマークを貼付する必要があります。

(問3-4) 更新の定義で「直近の過去三事業年度間に出荷し、又は死亡した家畜の頭数を3で除した数以下の頭数」とありますが、有機飼養を開始してから3年未満の場合はどうするのですか。

(答)

有機飼養を開始して2年目の場合は前年度に出荷又は死亡した数以下の頭数、3年目の場合は過去二事業年度間に出荷又は死亡した家畜の頭数を2で除した数以下の頭数となります。

(問3-5) 別表3の平均採食量はどのようにして算出したのですか。

(答)

以下のとおり算出しています。

肥育牛:ME(代謝エネルギー)=2.353(TDN(可消化養分総量)=65%と想定)として、採食可能量をホルスタイン種、黒毛和種の標準成長曲線を参考として計算

乳用牛:経産牛1頭1日当たり乳量をおよそ30kgとして、日本飼養標準・乳牛(2006年版)により計算

豚:日本飼養標準・豚(2005年版)により、可消化エネルギー要求量から乾物摂取量を再計算し、その数値に放牧による採食量の増加分を加算

妊娠中の豚:妊娠豚(体重190kg(4産目))の平均的な飼料給与量により計算し、自由運動を考慮

授乳中の豚:授乳中の豚(6産後)の平均的な飼料供給料により計算し、自由運動を考慮

肉用鶏及び採卵鶏:日本飼養標準・家禽(2004年版)のブロイラー及び卵用育成期の標準的な発育体重及び飼料給与量により計算し、自由運動を考慮

(第4条 畜舎又は家きん舎 関係)

(問4-1) 家畜や家きんが「飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。」とありますが、具体的にどのような取組が必要ですか。

(答)

飼養頭数に見合う十分な数の給水器を配置するか、水飲み場を確保する、また、飼料の不断給与や頻回給与を行うなど、畜種や飼養形態に応じた取組が考えられます。

(問4-2) 「新鮮な水」について基準はありますか。

(答)

水質等に関して具体的な数値基準はありません。なお、家畜及び家きんの生理学的要求に配慮した、健康管理上支障のない衛生的な水を給与することが求められます。

(問4-3) 「適度な温度、湿度、通風、換気及び太陽光による明るさが保たれる頑丈な構造であること」とされていますが、具体的な数値基準はありますか。また、窓の大きさなどの条件があるのですか。

(答)

温度、湿度、明るさ等の数値基準、窓の大きさや換気などの具体的な条件は規定していません。地域ごとの気候及び家畜又は家きんの種類やその飼養環境に応じた適切な畜舎設計及び

その管理が行われることが重要であることから、畜舎や家きん舎ごとに、温度、通風、太陽光による明るさの確保について地域の実情を勘案し、家畜及び家きんの生理学的要求に配慮した管理が求められます。

たとえば、積雪や強風等の気象状況に応じて当該期間中は窓を閉めて飼養することも可能ですが、無窓構造の畜舎や家きん舎は認められません。

(問4-4) 畜舎又は家きん舎に使用する敷料として、もどし堆肥を使用することはできますか。また、清潔で乾いた床面を有するとは、どのような状態ですか。

(答)

敷料には、もどし堆肥を使用することも可能です。また、床面は清潔である必要がありますが、畜種によっては乾燥しすぎることは発育に悪影響を及ぼす可能性もあるため、畜種に応じた乾燥状態にすることが基本です。

(問4-5) 野外の飼育場での周年放牧によって飼養することが基本の畜産経営においても、別表5の飼養面積を満たす畜舎は必要ですか。

(答)

周年放牧が基本の畜産経営(たとえば、疾病や傷害からの回復のため、家畜又は家きんを野外の飼育場に入出りさせずに飼養する場合など、緊急避難的に畜舎又は家きん舎を利用する場合を除いて、原則畜舎又は家きん舎を使用しない飼養形態のもの)においては、畜舎又は家きん舎は必ずしも別表5で示す飼養面積を有する必要はありません。

ただし、たとえば肥育の最終期間等の一定期間、畜舎で飼養する場合においては、その畜舎は別表5の基準を満たす必要があります。

(問4-6) 家きんをバタリーケージで飼うことは認められますか。

(答)

家きんは定期的な野外の飼育場への放牧が必要です。放牧後に群から離してバタリーケージに追い込むことは、家きんの行動学的要求に配慮が足りないと判断されます。疾病やけがの回復等のために、群から離すことに正当な理由がある個体を除き、家きんをバタリーケージで飼うことは認められません。

(問4-7) 畜舎や家きん舎はなく、野外の飼育場での飼養を基本とし、夜間避難所(外敵よけのため夜間は家畜や家きんを入れて扉を閉める、飼育を行う場所ではない狭い小屋)を併設した方法は認められますか。

(答)

夜間だけの一時的避難場所であっても、家畜や家きんの出入りを制限する場合は、動物の生理学的及び行動学的要求に配慮した飼養の観点から、畜舎又は家きん舎の基準を満たす必要があります。

(第4条 野外の飼育場 関係)

(問5-1) 「自由に出入りできない場合にあつては、過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる立木、林又は施設を有していること」とあります。放牧時は清掃や飼料の準備のため、牛に自由に出入りされないようにしていますが、このような場合も施設を設置することが必要ですか。

(答)

「自由に出入りできない場合にあつては、過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる立木、林又は施設を有していること」とは、避陰林や避陰舎などの施設を想定しています。清掃や飼料の準備作業は、通常、短時間で済むので、このような管理形態の場合には、必ずしも施設を設置する必要はありません。

(問5-2) 「多年生作物(牧草を除く。)を栽培しているほ場」とは、どういうところを想定しているのですか。

(答)

飼料木ほ場やサトウキビ畑等の他、果樹園で生産された果樹のうち食用に出荷しない産品を家畜に飼料として給与する場合を想定しています。

(問5-3) 「別表6左欄の家畜又は家きんのための野外の飼育場にあつては、家畜1頭又は家きん1羽当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること」の家畜1頭又は家きん1羽当たりとは、野外に出入りする頭羽数が対象ですか。

(答)

飼育される全ての家畜又は家きんが野外の飼育場へ自由に出入ることが可能であることが管理の原則であることを踏まえると、有機畜産物の生産に用いる全飼育頭羽数を対象とすることが適当と考えられます。

(問5-4) 外敵防止のため、網で囲い、屋根を張っている飼育場は、「野外の飼育場」と認められますか。

(答)

日照や外気温との格差等を総合的に勘案し、判断する必要がありますが、日照や通風が遮られることのない構造であれば、「野外の飼育場」と認められます。

(問5-5) 野外の飼育場で誤って使用禁止資材や遺伝子組換え種苗を使ってしまった場合はどうなりますか。

(答)

使用禁止資材が使われた野外の飼育場は、有機生産に用いることはできませんので、使用禁止資材が使われた最後の日から起算して決められた期間を経過した後でなければ、その放牧地に放牧された家畜は有機畜産物とはなりません。また、組換えDNA技術を用いて生産された種苗が用いられた野外の飼育場は、組換え体植物の野外の飼育場からの除去が確認できるまでは有機生産に用いることはできません。

(第4条 飼養の対象となる家畜又は家きん 関係)

(問6-1) ホルモン処理を受けて種付けされた母牛が有機転換され、6か月間以上有機飼養された後に生まれた子牛は有機畜産の対象となりますか。

(答)

対象となります。

(問6-2) 家きんは「ふ化の時から有機飼養されたもの」とありますが、母鳥によるふ化ではなく、ふ卵器を使用することは認められますか。

(答)

ふ卵器の使用は認められます。

(問6-3) 「ふ化後3日からと殺までの期間」とありますが、ふ化した日は0日目ですか、それとも1日目ですか。

(答)

ふ化した日は、0日目としてカウントして下さい。

(問6-4) 肉用家さんの「3日齢未満」は、ふ化後3日未満と同義ということですか。

(答)

3日齢未満は、ふ化後3日未満と同義です。

(問6-5) 卵用家さんの「18週齢未満」とは、何日齢未満のことですか。

(答)

18週齢とは、通常、生まれてから18週が経過し、かつ、19週が経過していない状態を指すため、18週齢未満とは生まれて126日が経過していない個体を指します。

(第4条 飼料の給与 関係)

(問7-1) 海外で生産された有機飼料を有機畜産物の生産に用いることはできますか。

(答)

畜産農家は、有機畜産用自家生産飼料のほか、外部から有機飼料を購入して使用することができますが、購入飼料は、国内産、外国産にかかわらず有機飼料のJAS規格に適合したものととして格付されたもののみ使用できます。

(問7-2) 有機畜産物の外国生産行程管理者が有機畜産物を生産する際の飼料は、格付された有機飼料でなければならないのですか。また、外国生産行程管理者自らが加工する配合飼料であっても、原料農産物及び配合飼料の格付が必要ですか。

(答)

有機畜産物の生産のためには、自家生産飼料のほか、外部から有機飼料を購入して使用することができますが、購入飼料は、有機飼料のJAS規格に適合したものととして格付されていることが必要です。なお、有機畜産物を生産する生産行程管理者自らが有機畜産物のJAS規格に定める基準に則して飼料原料農産物を生産し、飼料を配合する場合には、原料農産物及び配合飼料について格付する必要はありません。上記のことについては、外国の生産行程管理者であっても同様です。

(問7-3) 飼料添加物として使用できる添加物、使用できない添加物について教えてください。

(答)

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼安法)(昭和28年法律第35号)の規定に基づき農林水産大臣が指定する飼料添加物は現在156種類(平成27年3月末現在)あり、それぞれ定められた成分規格や製造等の基準を満たすものに限り飼料添加物として使用することができます。このうち、抗生物質17種類)又は組換えDNA技術を用いて生産されるものは、たとえ天然物質又は天然物質由来の物質であっても有機飼料に添加して使用することはできません。その他のものは天然物質又は天然物質に由来するものであって化学的処理が行われていなければ使用することができます。

さらに、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給の目的で用いられるアミノ酸(13類)、ビタミン(33種類)及びミネラル(38種類)については、天然物質または天然物質に由来するものが生産されていない場合や、生産されていても高額で家畜の飼料用には使用できない場合などに限り、類似する物質、例えば精製されたビタミンや化学処理されたミネラルを使用することができます。

また、有機畜産物の生産行程管理者が自ら給与できるものとして、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するミネラルの補給を目的とする飼料の入手が困難な場合は、ミネラルの補給を目的とする飼料添加物があります。

(問7-4) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)の規定を満たせば、化学的に合成された物質や遺伝子組換え技術を用いた飼料添加物を有機飼料の原材料とすることはできますか。

(答)

原則、有機飼料の原材料として、化学的に合成されたり、遺伝子組換え技術を用いて生産された飼料添加物を使用することはできません。

微生物由来の飼料添加物(例:生菌剤、酵素)の製造にあたって、使用する微生物の成育等に必要不可欠であり、かつ、やむを得ない場合には、その微生物の培養段階において、培地の原料に用いることは可能です。(例:化学的に合成されたpH調整剤、遺伝子組換えトウモロコシ由来のグルコース)

(問7-5) 授乳中の子豚に不足する鉄分を与えることはできますか。

(答)

ミネラルの補給を目的とする物質の給与は、認められます。

ただし、動物用医薬品の鉄剤を筋肉内注射等で投与することは、治療目的以外では認められません。

(問7-6) 購入した有機飼料には、5%以内で非有機原材料が使用されている可能性があります。有機畜産用飼料の入手が困難な場合、必要量の有機畜産用飼料が給与できるようになるまでの期間に認められた非有機飼料15%、20%の計算はどのように行えばよいのですか。

(答)

購入した格付された有機飼料は5%以内の非有機原料を含めて全体を有機飼料と見なすことができます。したがって、経過期間中に認められる非有機飼料の量は、平均採食量からミネラル補給を目的とする飼料、飼料添加物、魚粉、藻類、酵素及び微生物を除いたものの15%又は20%以内となります。

(問7-7) 飼料の給与の「50%」等の計算は、日、月、年或いは生涯のどの単位で行えば良いのですか。

(答)

日によって変動することも考えられるため、おおよそ1か月単位で行ってください。

(問7-8) 「飼料の給与」について、有機畜産用飼料の入手が困難な場合、必要量の有機畜産用飼料が給与できるようになるまでの期間に限り、平均採食量の15%又は20%まで有機畜産用飼料以外の飼料も給与可能とありますが、自家生産飼料が作りたくても作れない場合も入手できないとみなされますか。

(答)

現状においては、飼料として使用する有機飼料の流通が少ないこと、直ちに有機畜産用自家生産飼料の生産ができないことから、採草用のほ場がない場合や有機飼料が購入できない場合も、入手が困難な場合と見なされます。

ただし、可能な限り早期にこの特例に頼らない飼料の給与を行うことが求められます。

(第4条 健康管理 関係)

(問8-1) 釘、針金などの誤飲による心膜炎の防止のため、牛の胃に磁石を入れることは認められますか。

(答)

動物用医薬品を利用しない家畜の事故を未然に防止するための適切な使用管理であることから、認められます。

(問8-2) 乾乳期用乳房炎軟膏の使用は認められますか。

(答)

疾病の予防のために抗生物質が入った動物用医薬品を使用することであることから、認められません。

(問8-3) 「成長又は生産の促進を目的とした飼料以外の物質を給与しないこと」とされていますが、どのような物質の給与が認められないのですか。

(答)

例えば、肥育促進のためのホルモン剤や、反すう家畜への人工繊維代替物の給与などは認められません。

(第4条 一般管理 関係)

(問9-1) 「野外の飼育場(牛、馬、めん羊及び山羊のためのものについては、ほ場等を有するものでなければならない。)」とあるが、「ほ場」等には牧草等の植生がなければなりません。それとも乾草を置いた運動場でも可能ですか。

(答)

ここでいう「ほ場等」はほ場及び採草放牧地であり、牧草等の植生があるものを指します。

(問9-2) 放牧とはどのようなことをいうのですか。

(答)

放牧とは、草食動物に対しては、生草を採食させることを目的として草地に放し飼いすること、非草食動物に対しては、運動させることを目的として運動場に放し飼いすることです。

(問9-3) 野外の飼育場に自由に入出入りさせることができない場合、家きんも週2回以上の放牧をすれば有機飼養として認められますか。

(答)

家きんを野外の飼育場で飼養管理することが家きんの放牧に該当しますが、家きんも野外の飼育場に自由に入出入りさせることができない場合は、週2回以上、野外の飼育場で飼養管理することにより、一般管理の項に適合した飼養方法として認められます。なお、エイビアリー方式を導入した家きん舎などで、家きんが自由に行動することが可能な場合は、週2回以上の放牧をする必

要はありません。

(問9-4) 子牛をカーフハッチで飼うことは認められますか。

(答)

子牛の病気を予防する目的で、2月齢頃までカーフハッチを使用することは可能です。

(問9-5) 「週に2回以上放牧」とありますが、1回当たりの放牧時間は何時間必要ですか。

(答)

放牧時間については、経営により搾乳回数や畜舎と運動場の距離が異なり、また、草地の状態や家畜の健康状態等により適正な放牧時間は異なることから、一律の基準を設けることは困難ですが、適正な放牧時間設定の考え方は次のとおりです。

- ・日の出から日没までに相当する時間が基本
- ・地域の地勢や気候条件、個々の生産者の飼養形態、飼養環境等から制約を受ける場合は、放牧の制限をするに当たり、理由を明記することが必要

(例：凍結により早朝・夕方の放牧が家畜または家きんにとって危険な場合など)

(問9-6) 「家畜又は家きんを故意に傷つけないこと」とされていますが、処置に当たってはどのように考えれば良いのでしょうか。

(答)

家畜や家きんに傷を付けることが許されるのは、①家畜や家きんの安全、健康のための処置、②家畜の個体識別のための処置、③外科的去勢の場合に限られます。①に該当するのは、断嘴、断尾、除角、抜歯、家きんの蹴爪の除去、鼻環装着、削蹄、蹄鉄の装着、治療のための処置、健康診断等検査のための処置、伝染病のワクチン接種等です。②には、耳標の装着、耳刻等が該当します。

これらの処置を行うに当たっては、最も適切な時期にできる限り苦痛を与えない最小限の方法によることが必要であり、同じ目的の処置であれば、より苦痛が少ない方法を選択すること、処置後の損傷の手当を的確に実施すること、外科的去勢は若齢のうちに実施すること等の配慮が必要になります。また、その時期や方法については、畜種や品種差を考慮し、当該処置が適当と判断される理由を明確にした上で実施することが必要です。

(問9-7) 強制換羽は認められますか。

(答)

「家きんが飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。」が求められていることから、絶食など飼料の給与を制限して強制換羽を行うことは認められません。

(問9-8) 搾乳施設及び器具の洗浄及び消毒用薬剤には、食品衛生法により許可されている酪農用洗剤及び殺菌剤が全て含まれていますか。

(答)

含まれています。なお、洗浄剤等の使用後はよく水で洗浄するなど、有機畜産物を汚染しないよう管理する必要があります。

(問9-9) 有機飼育されていなかった繁殖用雄畜を、まき牛として使用するために有機飼育の農場へ放牧することは可能ですか。

(答)

繁殖用の雄畜については、転換期間をおくことなく、導入後直ちに有機畜産物生産のための繁殖に用いることができます。ただし、有機飼養されている家畜が使用禁止資材に汚染されることを防止するとともに、当該雄畜を肉などの有機畜産物生産に利用する場合は、定められた転換期間を経る必要があります。

(問9-10) 殺そ剤の使用は認められますか。

(答)

家畜舎または家きん舎においては、殺そ剤の利用は認められますが、家畜や家きんが接触、摂取しないように管理する必要があります。なお、と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理においては、殺そ剤の利用は認められません。

(第4条 と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理 関係)

(問10-1) と畜場では、どのように有機牛肉用の牛と一般の牛を区別すれば良いのですか。

(答)

有機畜産物と他の畜産物が、接触あるいは混合することを防止する必要があることから、有機

飼養された牛だけを処理する専用ラインを設けたり、有機飼養された牛だけを処理する特定の時間を設けたりするなどの管理が必要となります。

(問10-2) 「と殺は、緊張及び苦痛を最小限にする方法で、できる限り家畜の意識を喪失させた後に行うこと。」とされていますが、措置に当たって具体的にどのような取組が必要ですか。

(答)

と殺における「緊張と苦痛を最小限にする方法」については、畜種やと畜場の条件により異なるものであり、一律の規定を設けることはできませんが、と畜場または食鳥処理場に搬入してから家畜や家きんが静養できる時間と場所を確保すること、血液やと体がと殺前の家畜や家きんの目になるべく触れないような行程とすること、苦痛をできるだけ与えない方法でスタンニングを行うこと等の措置を、各々のと畜場又は食鳥処理場の実態に応じて実施する必要があります。

(問10-3) 枝肉を部分肉に処理する工程は、生産行程管理者としての一体的な認定が可能ですか。

(答)

枝肉を部分肉に処理する工程は、原則、別途小分け業者としての認定が必要となります。ただし、と畜工程と枝肉を部分肉に処理する工程が連続的な作業工程で、かつ、同一法人によって同一の事業所において行われている場合は、部分肉への処理についても、生産行程管理者として一体的に認定することができます。また、この場合において、肥育農家が格付を行うのであれば部分肉への処理を外注管理として行うことも可能です。

家畜は、と殺、解体処理工程を経なければ畜産物とにならないことから、と畜場での枝肉までの処理工程を含めて、生産行程管理者として認定を受ける必要があります。また家きんも同様に、食鳥処理場で、まとと体となるまでの処理工程を含めて、生産行程管理者としての認定を受けることが必要です。(問2参照)

2 有機飼料の日本農林規格

(問11-1) 有機農産物の認定生産行程管理者は、有機米の生産でできた稲わらを有機飼料として出荷できますか。

(答)

有機農産物の生産行程管理者が格付することができるのは飲食料品のみであることから、この場合、新たに有機飼料の認定生産行程管理者にもなり、有機飼料として格付する必要があります。有機認定ほ場で生産された農産物の副産物の他にも、有機加工食品の製造・加工工程で発

生する残さや副産物を有機飼料として利用する場合についても同様に、有機飼料の認定生産行程管理者となって、有機飼料として格付する必要があります。

なお、有機農産物や有機加工食品と、その副産物や残さから製造される有機飼料の生産行程は同一の生産行程であることから、双方の農林物資に係る「認定の技術的基準」は一本化されており、既に有機農産物等の認定を取得している者については容易に有機飼料についての認定が取得でき、また、同時に認定を取得する場合には重複する検査項目を一回の検査で実施し、有機農産物等と有機飼料の両方の認定が取得できます。

ただし、畜産農家が米の生産農家と提携し、一体的に認定を取得した場合には、畜産農家は、当該生産農家が生産した有機米の生産でできた稲わら等を有機飼料として格付せずに、有機畜産用自家生産飼料として使用することができます。

(問11-2) 有機農産物として出荷予定で生産した農産物が、形状や大きさが出荷の基準に合わなかったため、有機畜産農家に飼料用として出荷する場合、有機農産物として格付できますか。

(答)

有機農産物のJAS規格において、有機農産物は飲食料品に限ると定義していますが、形状や大きさが出荷の基準に合わなかった農産物も飲食料品と見なし、有機農産物として格付することは可能です。

(問11-3) 有機農産物と同様に、外国の制度で有機飼料と認定された飼料を輸入して、有機JASマークを付して販売することは可能ですか。

(答)

外国政府等の証明書をもってJASマークの貼付を行うことが可能な有機農産物とは異なり、有機飼料については、我が国の制度との同等性を確認する仕組みはありません。したがって、有機飼料の輸入業者を認定することはできません。また、有機農産物や有機加工食品の認定輸入業者が、外国の制度で有機飼料として認定された飼料を輸入し、有機JASマークを貼付し販売することはできません。

(問11-4) 有機飼料の生産行程管理者の認定の技術的基準は、調製又は選別の工程のみを経たものと調製又は選別の工程以外の工程を経たものの2つの基準がありますが、乾草やサイレージを生産する場合はどちらの認定の技術的基準を適用することになりますか。有機JASマークを付して販売することは可能ですか。

(答)

乾草、サイレージは調製又は選別の工程以外の工程を経たものについての認定の技術的基

準を適用することになります。ほ場で牧草を栽培し、乾草やサイレージを生産する場合には2つの認定の技術的基準に適合する必要があります。なお、事業者の認定は農林物資の種類ごとに行われることから2つの認定の技術的基準に基づき認定を受ける場合であっても認定は1つになります。

(問11-5) 有機飼料の輸送、保管の際の混入、汚染防止等に関する規定はありますか。

(答)

JAS法第19条の12及びJAS法施行規則第72条の規定を参照してください。対象となる農林物資及び当該JAS規格に適合しない事由を定めています。

有機飼料の輸送、保管の際に使用禁止材の混入、汚染又は有機飼料以外の飼料等の混合などがあった場合には、この規定に従い、格付表示の除去又は抹消する必要があります。

Ⅲ 表示

(問12-1) 有機飼養に転換中の牛から得られた牛乳に、転換期間中の表示は付けられますか。

(答)

畜産物や畜産物の加工食品には転換期間中の表示は認められていません。

Ⅳ その他

(問13-1) スーパーマーケットにおいて、有機牛肉を用いて有機味付け牛肉として販売するためには、どのような認定が必要ですか。

(答)

複数の原料を用いて一つの商品(味付け牛肉、牛豚肉盛り合わせ等)としたものについては、加工食品に該当することから、これに有機JASマークを付けて販売するためには有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要です。なお、スーパーのバックヤードやミートセンターで有機牛肉等を小分けしJASマークを貼付する場合は、小分け業者の認定を取得する必要があります。

(問13-2) 農家が自分で生産した有機畜産物を加工して有機加工食品として販売する場合、どのような認定が必要ですか。

(答)

有機畜産物の生産行程管理者以外に、有機加工食品の生産行程管理者の認定が必要です。

(問13-3) スーパーマーケットで食肉をスライスする際に、別表11に掲げられた資材を消毒に用いることは使用できますか。

(答)

別表11に掲げた資材は、「解体の工程における食肉の消毒」に限定していることから、利用できません。なお、加工工程で使用する機械・器具の洗浄・消毒に洗浄剤・消毒剤等を使用することは可能です。ただしこの場合には、よく水で洗浄するなどにより原材料や製品が洗浄剤・消毒剤等により汚染されないように管理しなければなりません。